



第3章 地域包括ケアシステムの構築

1. 豊島区がめざす地域包括ケアシステムの姿
2. 地域共生社会との関係
3. 日常生活圏域
4. 高齢者の住まいの確保

1. 豊島区がめざす地域包括ケアシステムの姿

地域包括ケアシステムとは、高齢者が重度の要介護状態になっても、住み慣れた地域で安心して生活し続けられるよう、住まいを基本として、医療・介護・介護予防・生活支援等を包括的かつ継続的に受けられるように整備された状態を指します。

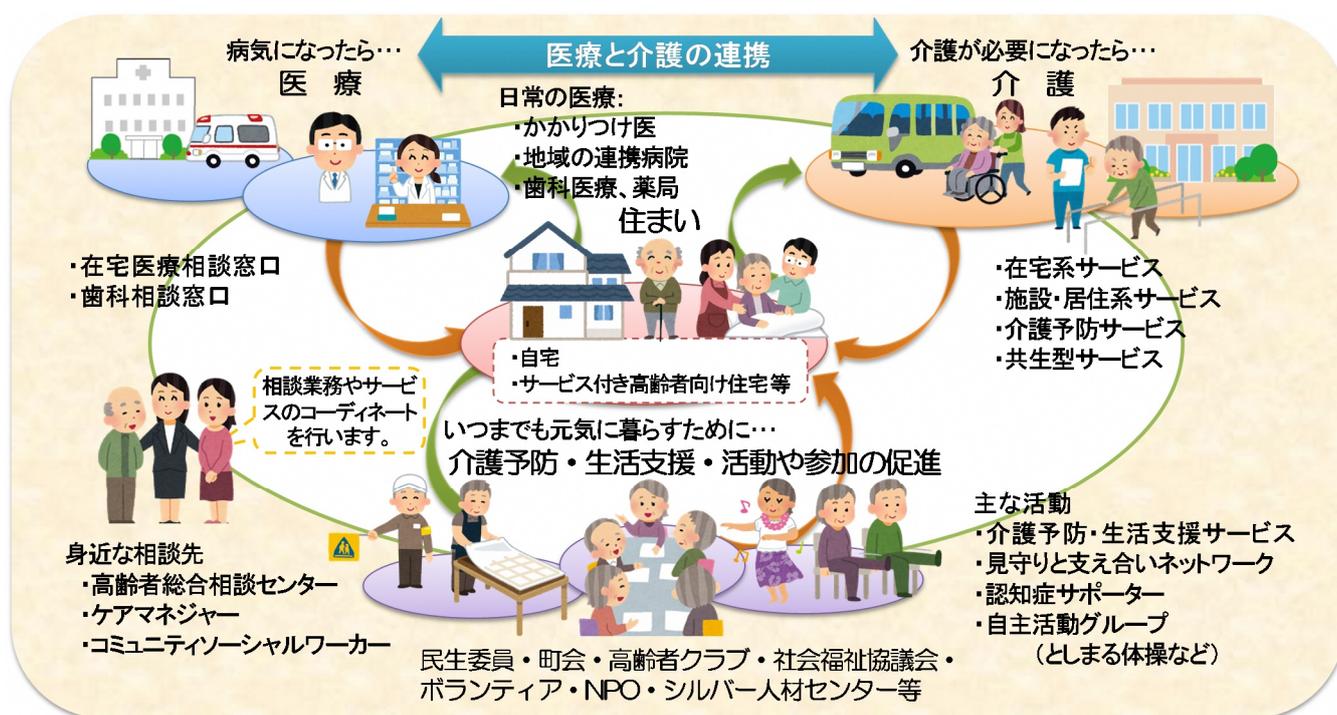
地域包括ケアシステムを深化・推進し、高齢者が自身の意思により安心して暮らし続けていくためには、要介護状態になることへの予防の取組みと、生活を支える体制の充実が求められます。

そのためには介護事業所等が行うサービスのほか、地域住民やNPOなど多様な担い手によるサービスを充実させることが大切です。また、高齢者がサービスの受け手としてだけでなく、支える側として参加し、自身の介護予防や生きがいにもつながり、地域の中でお互いが支え合う社会を築いていく必要があります。

高齢者総合相談センターや生活支援コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカーなどが支援の必要な人に必要なサービスをつなぐことで、互いに支え合い、安心して暮らせる地域包括ケアシステムの実現に向けた取組みを推進します。

豊島区がめざす地域包括ケアシステムの姿

- 高齢者が、自身の介護予防、生きがいづくりや安心して生活をしていくために行う支援などの様々な取組みに積極的に参画することで、住み慣れた地域での生活を可能な限り継続できる社会をめざします
- 地域の多様な担い手によるサービスや介護保険などの公的なサービスを組み合わせ、総合的な支援体制を構築します
- 高齢者総合相談センターが核となり、必要なサービスを受けられるよう包括的にサポートしていくことで、地域における支え合いの輪を広げます
- 施設系サービスの整備やサービス付き高齢者住宅の供給促進など高齢者が孤立することなく、地域の子育て世帯や若者たちとつながりをもって生活できる住環境を整えます



2 . 地域共生社会との関係

「地域包括ケア」の考え方は、高齢者だけに当てはまるものではありません。

障害者や子育て世代、生活上の困難を抱える方が地域において自立した生活をおくることができるよう、「必要な支援を包括的に提供する」という考え方をすべての世代へ広げ、包括的な支援体制を構築していく必要があります。

国は平成28年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」を設置し、その取組みについて検討を進め、平成29年2月に「当面の改革工程」として公表しました。

今後、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくとの説明がなされています。

豊島区においても、地域の関係機関や団体、コミュニティソーシャルワーカーなどの連携により、区民等が主体の地域活動を促進していく、豊島区の地域特性にあった「地域共生社会」を実現していきます。

Column No.1

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）とは

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）は、誰もが暮らしやすい地域をつくるために、生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別相談支援と、福祉啓発や住民参加の地域活動を推進する地域支援活動を一体的に行う専門職で、地域福祉のコーディネーターとして、次のことに取り組んでいます。

地域区民ひろばなど、住民により身近な場所で相談対応を行い、訪問などにより地域の中で支援を必要とする人々を把握し、生活課題の早期発見に努めます。

地域の中で支援を必要とする人々に対し、公的サービスやボランティアなどのインフォーマルサービスに適切につなぎ、早期解決に結びつけます。

地域の中で支援を必要とする人々を、地域住民が連携して支えることができるよう、その地域にある関係機関や地域活動団体間のネットワークを構築し、地域の福祉力の向上を図ります。

多くの課題を抱えた複合的なケースなどについても、地域住民や関係機関と連携し、解決に向けた新たな仕組みづくりや、新たなサービスの開発を行います。

3 . 日常生活圏域

(1) 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、支援が必要な人に必要なサービスが届くよう、相談体制の整備や介護サービス基盤の整備計画を立てる上で、区市町村における地理的条件、人口、社会的条件等を総合的に勘案して設定する地域区分のことです。

豊島区では、平成18年4月より日常生活圏域を東部地区、中央地区、西部地区の3圏域に区分し、地域密着型サービスを中心とする介護基盤を計画的に整備してきました。

(日常生活圏域の区域図)

【第6期計画まで】



高齢者総合相談センターの8圏域を色分けして、示しています。

(2) 日常生活圏域の再編

第7期計画を策定するにあたり、平成28年4月に開始した総合事業によって、地域の中で多様な生活支援サービスが提供されていく中で、日常生活圏域を3圏域のままを進めていくことが適切であるか検討を重ねました。

その結果、現行の設定方針を見直し、平成30年4月から日常生活圏域を現在の3圏域から東部地区・北部地区・南部地区・西部地区の4圏域に変更することとします。

4つの日常生活圏域において、2か所ずつある高齢者総合相談センターが中心となって、生活支援コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカーなどの地域の関係者が連携し、地域における課題を共有するとともに、課題を解決していくための仕組みの構築を進めます。なお、今後も必要に応じて日常生活圏域の見直しを検討していきます。

【豊島区における日常生活圏域の設定方針】

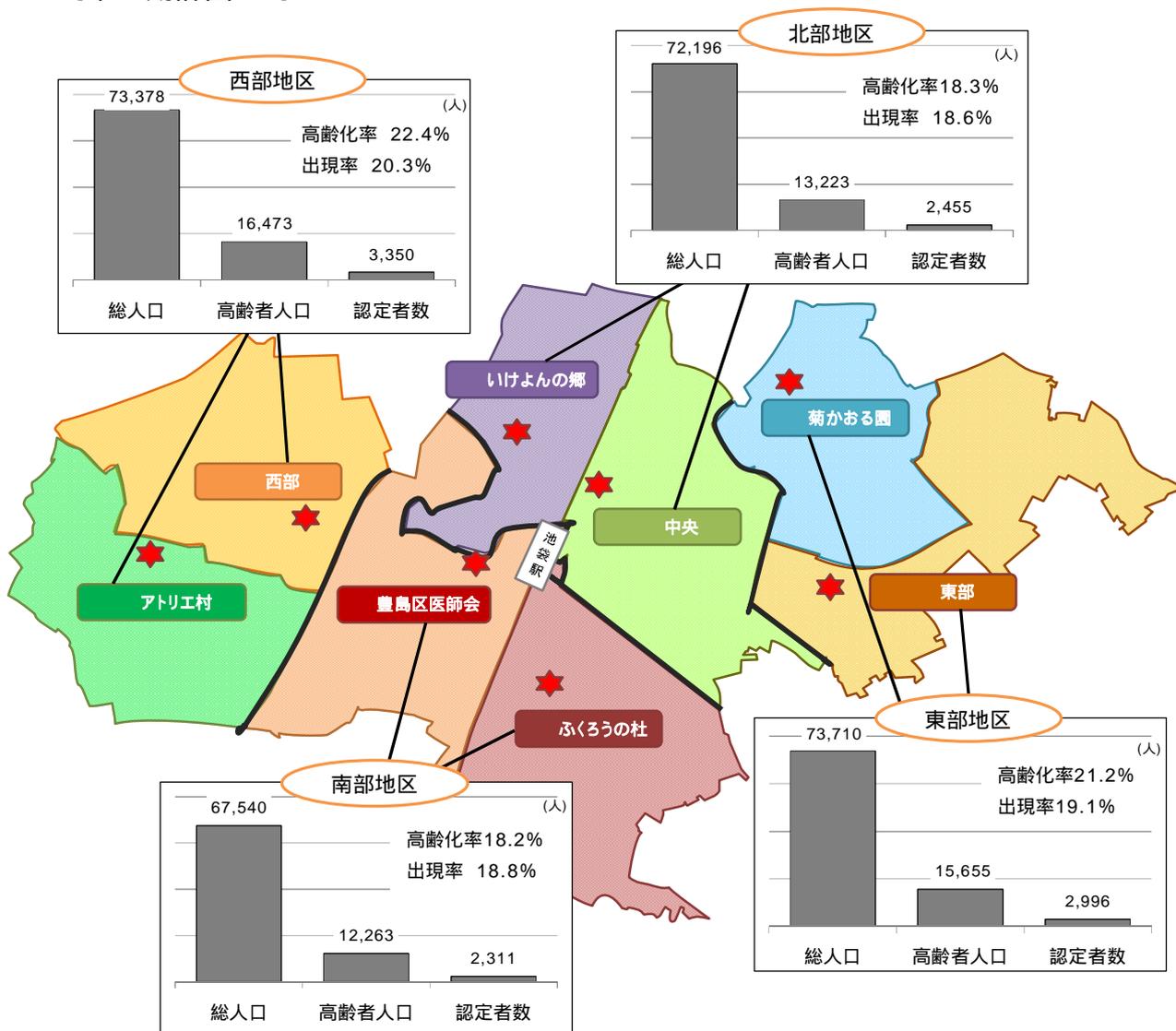
高齢者総合相談センター、民生委員・児童委員協議会の地区などと、できる限り整合を図ります。

介護基盤整備の単位として考えた場合、比較的面積規模が小さく人口密度が高い豊島区を細かく分割すると民間業者などの整備誘導が難しくなる点を考慮し、介護基盤整備に柔軟性をもたせるため、やや広めに日常生活圏域を設定します。

ひとつの日常生活圏域に複数の高齢者総合相談センターを設置することで、身近な相談支援体制や生活支援体制の整備と充実を図ります。

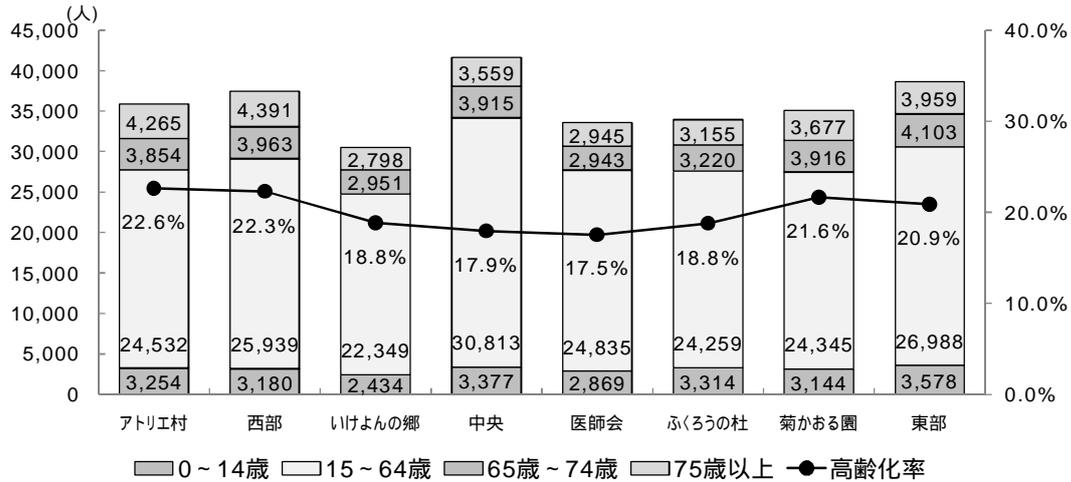
〔日常生活圏域の区域図〕

〔第7期計画から〕

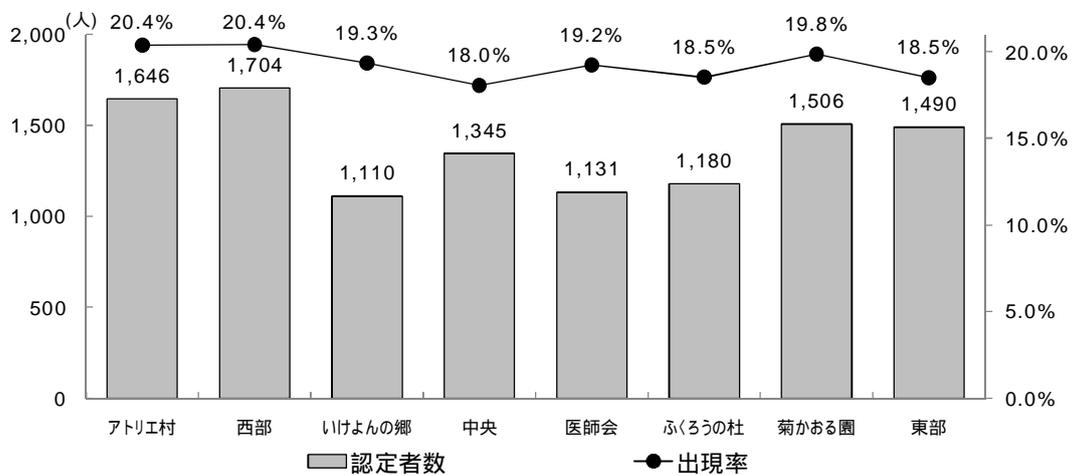


各地区の総人口、高齢者人口、認定者数は平成29年10月1日現在

〔高齢者総合相談センター圏域ごとの人口と高齢化率〕



〔認定者数と出現率〕



〔高齢者総合相談センター圏域ごとの人口・高齢者数・認定者数〕

平成 29 年 10 月 1 日現在

(単位: 人、%)

日常生活圏域	高齢者総合相談センター圏域	0歳~14歳	15歳~64歳	65歳~74歳	75歳以上	高齢化率	合計	高齢者人口(65歳以上)	認定者数	出現率
西部地区	アトリエ村	3,254	24,532	3,854	4,265	22.6%	35,905	8,119	1,646	20.4%
	西部	3,180	25,939	3,963	4,391	22.3%	37,473	8,354	1,704	20.4%
北部地区	いけよんの郷	2,434	22,349	2,951	2,798	18.8%	30,532	5,749	1,110	19.3%
	中央	3,377	30,813	3,915	3,559	17.9%	41,664	7,474	1,345	18.0%
南部地区	医師会	2,869	24,835	2,943	2,945	17.5%	33,592	5,888	1,131	19.2%
	ふくろうの杜	3,314	24,259	3,220	3,155	18.8%	33,948	6,375	1,180	18.5%
東部地区	菊かおる園	3,144	24,345	3,916	3,677	21.6%	35,082	7,593	1,506	19.8%
	東部	3,578	26,988	4,103	3,959	20.9%	38,628	8,062	1,490	18.5%
総計		25,150	204,060	28,865	28,749	20.1%	286,824	57,614	11,112	19.3%

出典：介護保険事業状況報告平成29年9月月報データを使用、人口は住民基本台帳（豊島区）

認定者数は第1号被保険者のみ、住所地特例対象者除く。

4 . 高齢者の住まいの確保

介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、生活の基盤となる「住まい」の確保が大切です。地域包括ケアシステムを植木鉢の絵として表現すると、「住まい」は地域での生活の基盤となる植木鉢に例えられます。「住まい」があることで、介護が必要な状態になっても心身の状態や本人のニーズにあった医療・介護などを組み合わせたサービスを受けることができます。

今後、高齢者の「住まい」の問題を解決していくため、「建物」というハードと「サービス」というソフトを一体的にとらえ、共用生活スペースを設けたコレクティブ住宅や、空き家・空き店舗などを活用し、地域サロン等活動場所を確保するなど、住宅部門と福祉部門が連携して、高齢者が孤立することなく地域の一員として、地域の子育て世帯や若者たちなど多世代とのつながりをもって生活できる住環境を整備していきます。



出典：三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング「<地域包括ケア研究会> 地域包括ケアシステムと地域マネジメント」
(地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業)、平成 27 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業、2016 年

(1) 高齢者向け住宅の供給

豊島区は介護保険施設として、小規模多機能型居宅介護施設や認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、介護老人福祉施設(以下「特別養護老人ホーム」といいます。)などの整備に取り組んできました。また、高齢者向けの公的賃貸住宅として「福祉住宅」、「高齢者向け優良賃貸住宅」の整備に努めてきました。

福祉住宅は、住戸内共用部分がバリアフリー化された低所得者を対象とする住宅で、区内に15団地253戸あります。ひとり親向けの1団地を除く14団地には安否確認装置を設置するとともに、生活協力員等を配置しています。

また、「高齢者の居住の安定確保に関する法律(高齢者住まい法)」で新設された「サービス付き高齢者向け住宅」は平成30年3月現在、区内には2団地86戸が登録されています。今後も、国や東京都の整備費補助などを活用して更なる供給促進に努めていきます。さらに、立ち退き等により住宅の確保に緊急を要する高齢者世帯を対象に、区が借り上げた民間アパートを、所得に応じた低廉な家賃で提供する「安心住まい提供事業」を行っています。平成30年3月現在、区内には22団地166戸あります。

〔高齢者住宅の供給数〕

名称	団地	戸数
福祉住宅	15団地	253戸
サービス付き高齢者住宅	2団地	86戸
安心住まい提供事業	22団地	166戸
高齢者向け優良賃貸住宅	4団地	85戸

（２）高齢者への入居支援

高齢者向け住宅の供給に加え、民間賃貸住宅に入居しづらい単身高齢者等の支援を強化しています。引き続き区内に居住することを希望しながらも、民間賃貸住宅に住んでいる高齢者世帯に対して、住宅情報の提供をはじめ、身元保証や住み替え家賃助成を行っています。高齢者世帯等住み替え家賃助成事業は、区内の民間賃貸住宅に住んでいる高齢者世帯が取り壊しなどの事由で住み続けることが困難となり転居した場合に、最長で５年間家賃の一部を助成するものです。

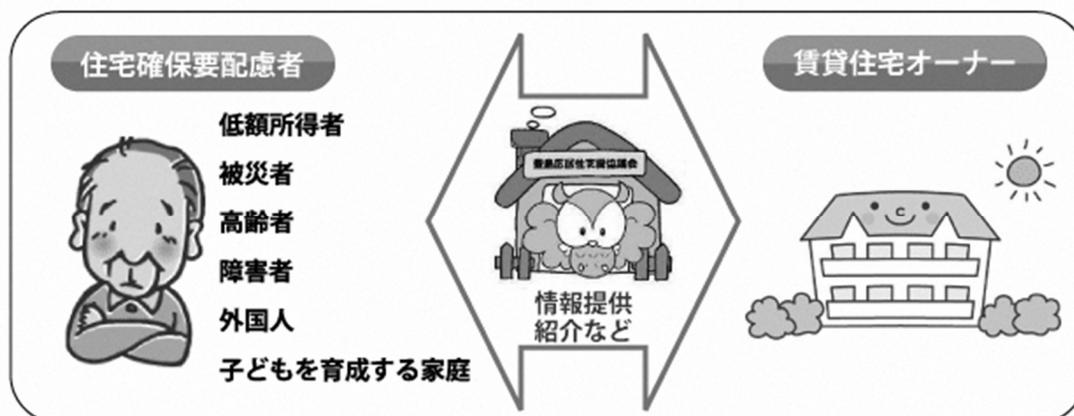
また、平成29年10月に施行された「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（以下「新たな住宅セーフティネット法」といいます。）」に合わせて、区では家賃助成事業の対象者や助成要件を拡充しています。

〔高齢者世帯等住み替え家賃助成事業〕

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
助成世帯数（延べ）	49世帯	54世帯	62世帯

（３）居住支援協議会

高齢者や障害者の生活支援を行っているNPOなどの区内の関係団体と連携して居住支援協議会を設立し、居住支援の取組みを推進しています。新たな住宅セーフティネット法が施行されたことを受け、居住支援協議会では、空き家・空き室を活用した入居支援や入居後のサポートの拡充により、高齢者が安心して住み続けられる支援を強化していきます。民間の賃貸住宅についても、引き続き物件の情報提供や、建物取り壊し等による立ち退きでほかの賃貸住宅へ転居する際の家賃助成を行っています。



出典：豊島区居住支援協議会HPより